

(目的)

第1条 この要領は、道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づく市道の認定及び法第10条の規定に基づく市道の廃止について、必要な事項を定め適正な運用・管理を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、それぞれ当該各号の定めによる。

(1) 公道

道路法第3条に規定する一般国道、県道及び市町道をいう。

(2) 都市計画道路

都市の基盤的施設として都市計画法に基づき、都市計画決定された道路をいう。

(3) 私道

個人または団体が所有している土地を道路として一般交通の用に供している区域をいう。

(4) 独立専用自歩道

もっぱら歩行者あるいは自転車の通行の用に供するために建設され、独立した路線として認定された道路。(道路施設現況調査提要参照)

(5) 画地

原則、1筆の土地を1画地とする。ただし、その形状や、利用状況等から見て一体となっている部分がある場合に、隣接する複数の宅地を1画地として認定される場合もある。

(認定要件)

第3条 市道として認定する路線は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

(1) 開発行為等により新設された路線については、「越谷市まちの整備に関する条例」に基づいたものであり、2画地を越える宅地が当該道路だけに接していること。

(2) 私道を市道として認定する場合は、その私道部の所有権が全て市へ移転登記済みであること。また、現況幅員及び地積測量図等の資料による官地幅員が4.0m以上確保できるものであること。

(3) 都市計画道路の認定については、事業認可の告示がされているものであること。もしくは、明確な事業計画がなされているものであること。

(4) 都市計画道路以外の道路で、市自らが計画をした新設路線、又は国・県等と計画協議を行った新設路線については、事前に道路管理者の了承を得ているものであること。

(5) 道路敷以外の土地(水路・土揚げ等)又は、法定外公共物を市道として認定する場

合は、この土地の道路として利用できる幅員が4.0m以上確保され、隣接する土地所有者全員から同意を得ているか、又は隣接する土地所有者全員からこの路線の将来幅員まで後退する旨の同意を得ているものであること。

- (6) 起終点の両端若しくは一端が公道に接していること。
- (7) 独立専用自歩道として認定する路線は、道路法第48条の13（自転車専用道路等の指定）に掲げられている各号のいずれかに該当し、柵又は駒止め等で構造的に遮断されていること。また、道路交通法による限定について、警察当局との調整が図られていること。
- (8) 国又は県から移管される路線であること。
- (9) 里道（赤道）であること。
- (10) その他市長が特に必要と認めたもの。

（廃止要件）

第4条 市道を廃止する路線は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- (1) 他の道路の新設により不要となる場合。
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）又はその他の法令の規定に基づく事業の施行により不要となる場合。
- (3) 国道又は県道として、国又は県に移管する場合。
- (4) 路線の見直しにより、新たに認定替えをする場合。
- (5) 路線の起終点の変更により再認定を行う場合。
- (6) 周辺地域における土地利用上の変化等により、廃止しても公益上支障がないと認められる場合。
- (7) 公益上他の目的のために必要なもので、廃止しても公益上支障がないと認められる場合。
- (8) その他市長が不要と認めたもの。

（起点及び終点）

第5条 認定する道路の起点及び終点は、次のとおり定めるものとする。

- (1) 原則として上位路線（国、県道）に接している部分を起点とする。なお、上位路線に接しない路線については、市役所に近い点を、その他の路線については、市役所から向かって左側の点を起点とする。
- (2) 起終点の表示については、原則として起点から終点に向かって右側の私有地番とする。ただし、右側が水路（2.0m以上）の場合又は、2.0m未満の水路であってもその右側に道路がある場合は、左側の私有地番を表示するものとする。
- (3) 築造中の路線を一部認定する場合は、最終的な形態を考慮して起終点を定めるものとする。
- (4) 原則、隅切部は、起終点となる路線に含むこととする。又は、下位路線若しくは後者に認定する路線に含めるものとする。

(幅員及び延長)

第6条 認定道路の幅員は、その路線の最小最大幅員を表示し、延長は、起終点間の区間距離の合計を表示する。

附則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。